

原発事故子ども・被災者支援法に基づく生活支援等施策の早期実施 と拡充に関する意見書

東日本大震災による福島第一原発事故の放射性プルームの拡散シミュレーションによると、福島県以外の東北各県や関東全域も汚染され、福島県及び近隣県の子供たちが放射性物質を浴びることとなったが、いまだ初期の被曝量及び原発事故の実態は明らかにされておらず、汚染地域の住民の健康が守られていくのか、不安は現在も続いている。

こうした状況の中、平成24年6月21日には、原発事故子ども・被災者支援法（正式名称「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」）が国会において全会一致で可決された。

この法律では、原発事故による被災者への幅広い支援策を、これまで原子力政策を推進してきたことに社会的責任を負っている国の責務において推進するとされており、支援対象地域はもとより支援対象地域以外の地域で生活する被災者に対しても、必要な措置を講ずると規定されている。国会議員みずからが被災者の声に耳を傾け、内容的にも画期的な法律を超党派で成立させたことは、事故後3年以上も経過し、将来に不安を抱く被災者にとって希望の光となっている。

本市においても、被災地から避難してきた方々が今なお480人ほどおり、避難生活を余儀なくされているが、被災者が将来への不安を抱えて生活している現状を思うとき、当該法律に基づいた具体的な支援策の早期実現が求められている。政府は、昨年10月に、当該法律に基づいた「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」を策定し、さらに方針に関する施策を取りまとめたが、被災者の声が十分に反映されたものとはなっておらず、生活が改善されるまでには至っていない。

よって、国においては、被災地や他県で生活をしている被災者に対して、健康不安を一日も早く解消し、住居や就労の心配をせず安心安定した生活を実現するために、法律や方針に基づく生活支援等の施策を被災者が実感できるよう早期に実施するとともに、被災者の声にさらに耳を傾け、生活

支援等の施策を拡充するよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 9 月 30 日

秋 田 県 秋 田 市 議 会

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
厚生労働大臣	塩	崎	恭	久	様
復興大臣	竹	下		亘	様
衆議院議長	伊	吹	文	明	様
参議院議長	山	崎	正	昭	様